

## 雇用就業対策に関する提言・要望

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 緊急雇用対策等について

緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別基金事業などの緊急的な雇用・経済対策については、地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、より弾力的な運用を可能とするとともに、国民をはじめ関係機関による連携のもと、積極的かつ強力に雇用・経済対策を推進すること。

また、雇用環境の改善には総合的かつ継続的な取組を要することから、当該対策を拡充するとともに、十分な予算措置を講じること。

### 2. 具体的な就業者対策について

- (1) 非正規労働者等の雇用が安定したものとなるよう、雇用保険制度の適用を拡充するなど、セーフティネット機能の充実を図ること。
- (2) 経済的に不安定な若者の就労支援を充実すること。
- (3) 住まいを失った労働者等の住宅対策のため、雇用促進住宅の譲渡・廃止方針を見直すこと。

### 3. 「仕事と家庭の調和」を推進する事業者等に対して、支援措置を拡充すること。

また、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、子育て女性の再就職支援の強化、育児休業を取得しやすい職場環境の整備、育児休業給付金の充実等を図ること。

### 4. ILO第175号条約を批准するなど、非正規労働者の雇用環境を改善すること。

### 5. 中小企業勤労者福祉サービスセンターについて、新たな支援策を講じること。